

令和7年3月14日

各スポーツ少年団代表者 各位

事務連絡

学校施設鍵借用願いについて

早春の候、貴台におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より、坂井市スポーツ振興事業にご尽力賜り心より御礼申し上げます。

さて、みだしのことについて、以前にご提出頂いた借用願の期限が令和6年3月31日をもって満了となりますので、継続して借用を希望される単位団につきましては、別添様式にて下記までご提出下さい。

記

- 1、申請期限 令和7年3月28日(金)
- 2、受付時間 9時～17時まで(平日のみ)
※坂井体育館のみ土日祝でも対応可(休日に提出の際は予めご連絡ください。)
- 3、受付窓口 各地区主要体育館へのご提出をお願いします。
三国学校施設利用団体・・・三国体育館(Tel82-4686)
丸岡学校施設利用団体・・・丸岡体育館(Tel66-8920)
春江学校施設利用団体・・・春江 B&G(Tel51-6166)
坂井学校施設利用団体・・・坂井体育館(Tel68-0123)
- 4、注意事項
 - ・申請の際に貸出中の鍵を点検しますので、全て持参してください。
 - ・用紙不足の場合は、コピーにて対応願います。
 - ・記入例裏面の「遵守事項」を必ずお読みください。

【問い合わせ先】

〒919-0521

坂井市坂井町下新庄 19-7-1(坂井体育館内)

坂井市スポーツ少年団事務局(担当:黒川)

Tel: 68-0123 FAX: 68-0124

E-mail: sss@s-taikyo.jp

令和 年 月 日

学校施設鍵借用願い

公益財団法人 坂井市スポーツ協会
会 長 國 京 紀 雄 殿

単 位 団 名	スポーツ少年団
代 表 指 導 者	
連 絡 先	

別紙遵守事項について承諾いたしますので、下記学校施設鍵について借用願います。

学校名		
借用期間	令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日	
鍵① 取扱い責任者	氏 名	
	住 所	
	連絡先	
鍵② 取扱い責任者	氏 名	
	住 所	
	連絡先	

※取扱い責任者が変更になった場合は、その都度再申請が必要です。

遵守事項

- 1、取扱い責任者は、鍵の管理には、細心の注意を払い取扱うこと
- 2、鍵を紛失、破損した場合は、弁償するとともに速やかに学校及び公益財団法人坂井市スポーツ協会に届け出ること
- 3、借用する鍵は、1単位団につき1学校2個とする
但し、学校によっては、1単位団につき1学校1個の貸出となる場合がある
- 4、借用した鍵の複製をしないこと
必要な場合は事務局へ相談すること
- 5、借用願いに記載した単位団の通常活動以外で鍵を使用してはならない。止むを得ず通常活動以外で使用する際は、必ず事前に学校の許可を得ること
- 6、定められた時間までに必ず活動を終了し、確実に施錠すること
- 7、取扱い責任者が変更になった際は、ただちに公益財団法人坂井市スポーツ協会にて再申請の手続きを行うこと
- 8、**借用期間は1年間**とし、継続して借用を希望する場合は再申請すること
(但し、世代交代で年度中に**再申請した場合は年度末までの借用とする**)
- 9、公益財団法人坂井市スポーツ協会から鍵の返却を求められた際は、速やかに返却に応じること

学校施設鍵借用願い

公益財団法人 坂井市スポーツ協会
会 長 國 京 紀 雄 殿

単位団名	スポーツ少年団
代表指導者	坂井 太郎 ※印鑑不要
連絡先	0776-×△-1234

別紙遵守事項について承諾いたしますので、下記学校施設鍵について借用願います。

借用期間は1年間です。但し、期間中に取扱い責任者が変更になる場合は、その都度、再申請が必要となります。

鍵が借用可能な学校は、入団案内に掲載された各単位団活動施設のみです。

学校名	坂井小学校	
借用期間	令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日	
鍵① 取扱い責任者	氏 名	坂井 太郎
	住 所	坂井市坂井町××1-1
	連絡先	090-1234-5678 ※緊急時に連絡の取れる番号をご記入下さい。
鍵② 取扱い責任者	氏 名	育成 太郎
	住 所	坂井市坂井町□□1-2
	連絡先	080-9876-5432 ※緊急時に連絡の取れる番号をご記入下さい。

※取扱い責任者が変更になった場合は、再申請が必要です

<裏面「遵守事項」を必ずご覧下さい>

1人が2本持つことはできません。